

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 5 月 27 日農用地利用集積等促進計画（賃借権の設定等）を認可した。

令和 8 年 5 月 29 日

愛知県知事 大 村 秀 章

農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地 の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
一宮市	3 者	田所一丁田 32 番 1 ほか 6 筆
瀬戸市	4 者	駒前町 616 番ほか 8 筆
春日井市	2 者	四ツ家町字二ツ杵 111 番ほか 2 筆
犬山市	4 者	橋爪東四丁目 25 番 2 ほか 29 筆
江南市	4 者	田代町南出 13 番ほか 26 筆
小牧市	3 者	池之内字毛中 886 番ほか 10 筆
稲沢市	11 者	平和町須ヶ谷前浪 385 番 1 ほか 46 筆
尾張旭市	3 者	稲葉町一丁目 14 番ほか 4 筆
豊明市	8 者	杓掛町石根 299 番ほか 75 筆
清須市	1 者	春日小塚西 103 番ほか 1 筆
北名古屋	1 者	法成寺八竜 2 番 1 ほか 6 筆
愛知郡東郷町	6 者	大字諸輪字大坊池 116 番ほか 21 筆
丹羽郡大口町	7 者	竹田一丁目 83 番ほか 60 筆
丹羽郡扶桑町	4 者	大字高雄字伊勢埴 241 番ほか 30 筆